

第25回 鉏路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年7月4日 13:30～14:30

2. 場 所 鉏路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 野村 照明委員	3 番 金子 靖委員	4 番 清水 幸治委員
5 番 廣瀬女公美委員	6 番 二谷 幸裕委員	7 番 大畑 礼子委員
8 番 浅野 徳昭委員	10 番 菅原 雄一委員	11 番 佐藤 裕司委員
12 番 山崎 隆史委員	13 番 成田 俊英委員	14 番 中川 浩幸委員
15 番 瀬戸 賢成委員	16 番 稲場 洋二委員	17 番 松下 裕幸委員
18 番 佐藤 泰正委員	19 番 福西 範委員	20 番 野澤 勲委員
21 番 志賀 忠浩委員		

(以上 19名)

4. 欠席委員

9 番 細川 裕委員

5. 参 与 者

農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6名)

会議録署名委員の指名 13 番 成田 俊英委員
14 番 中川 浩幸委員

6. 議事日程 会期決定について 令和5年 7月 4日 (1日)

報告第42号 現況証明願について (市街化区域)
議案第110号 現況証明願について
議案第111号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第113号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第114号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第26回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は19名です。

議事録署名人に13番、成田俊英委員、14番、中川浩幸委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。

なお、会期は本日7月4日の1日と致します。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
1件ございます。

報告第42号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第42号「現況証明願」について
ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が4件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 [] m^2 の土地について、
所有者である []氏の代理人である、土地家屋調査士の []氏より現況証明願
があり、6月2日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧
地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、6月7日、会長専決により証明書の
発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページ、6ページ、8ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 [] m^2 の土地について、
所有者である []氏の代理人である、土地家屋調査士の []氏より現況証明願
があり、6月2日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧
地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、6月7日、会長専決により証明書の
発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が9ページから11ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 [] m^2 の土地について、

所有者である[]氏他1名の代理人である、[]氏より現況証明願があり、6月6日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、6月8日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の4番は、資料が9ページ、12ページ、13ページにあります。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者である[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願があり、6月6日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、6月8日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、4件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました 報告第42号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第110号「現況証明願」について、事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の14ページにあります、議案第110号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、鉏路地区で1件、阿寒地区で1件、音別地区で2件の申請がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が17ページから19ページにあります。

公簿地目が畑、及び、牧場である、[]、他21筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者である[]より現況証明願がございました。

6月16日、鉏路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地及び山林 であると確認致しました。

次に、議案書16ページの表の2番は、資料が20ページと21ページにあります。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、所有者である[]氏より、現況証明願がございました。

6月13日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

次に、表の3番は、資料が22ページと23ページにあります。

公簿地目が畑である、[]、他1筆、面積合計[]㎡の土地について、所有者である[]氏の代理人[]より現況証明願がございました。

6月14日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の4番は、資料が22ページと24ページにあります。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人 []より現況証明願がございました。

6月14日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、4件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の福西範委員より報告をお願いします。

委員
福西委員

議案第110号「現況証明願」の1番について、報告致します。

1番は、[]が所有する、公簿地目が畑、及び、牧場、農振農用地区域外にある、[]、他21筆、合計 []㎡の土地についてであります。令和5年6月16日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地、及び、山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

福西範委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の稲場洋二委員より、報告をお願いします。

委員
稲場委員

議案第110号「現況証明願」の2番について報告致します。

現況証明願の2番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[]、面積は []㎡の土地についてであります。令和5年6月13日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員4名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認致しました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は、農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

稲場洋二委員、ありがとうございました。

次に、3番と4番の現地調査結果について、調査委員長の中川浩幸委員より、報告をお願いします。

委員
中川委員

議案第110号「現況証明願」の3番から4番について、報告致します。

3番は、所有者が []氏で、申請者は []より、地目変更のため、現況証明願の提出がありました。

公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]、他1筆、合計 []㎡の土地についてであります。令和5年6月14日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、いずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

4番は、所有者が []氏で、申請者は []より、地目変更のため現況証明願の提出がありました。

公簿地目が畑、農振農用地区域にある、XXXXXXXXXX、面積がXXXXXX㎡の土地についてであります。令和5年6月14日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

なお、本件は、農用地区域にある土地についてであります。現地は農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

中川浩幸委員、ありがとうございました。
それでは、議案第110号「現況証明願」について、審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第110号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第110号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第111号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の25ページにございます、議案第111号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件、音別地区で2件の通知がございました。

議案書26ページの表の1番は、資料が27ページと28ページにございます。

XXXXXXXXXX氏、他3名が相続権を有するXXXXXXXXXX、他2筆、面積合計XXXXXX㎡の農用地について、借主でありますXXXXXXXXXX氏との間で、令和5年6月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の2番は、資料が29ページと30ページにございます。

XXXXXXXXXX氏が所有する、XXXXXXXXXXの内、他6筆、面積合計XXXXXX㎡の農用地について、借主でありますXXXXXXXXXX氏との間で、令和5年6月9日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の3番は、資料が29ページ、31ページ、32ページにございます。

XXXXXXXXXX氏が所有する、XXXXXXXXXXの内、他2筆、面積合計XXXXXX㎡の農用地について、借主でありますXXXXXXXXXX氏との間で、令和5年6月9日に合意

解約を行い、同日、通知がございました。

以上、3件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第111号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第111号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第111号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の33ページにございます、議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、鉏路地区で2件、音別地区で5件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書34ページの表の1番は、資料が37ページから39ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が37ページと40ページにございます。

■■■■氏 他3名が相続権を有する■■■■の内、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書35ページの表の3番は、資料が41ページと42ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が41ページと43ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が41ページと44ページでございます。

氏が所有する、の内、他6筆、面積合計㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書36ページの表の6番は、資料が45ページから47ページでございます。

氏が所有する、の内、他2筆、面積合計㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が45ページ、48ページ、49ページでございます。

氏が所有する、の内、他1筆、面積合計㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

以上、7件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長
委員
福西委員

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の福西範委員より報告をお願いします。

議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から2番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、氏が所有する他3筆、合計㎡の農用地について、に、総額円で売買による所有権の移転を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、氏他3名が所有する、の内他2筆、合計㎡の農用地について氏に年間円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年6月16日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長
委員
中川委員

福西範委員、ありがとうございました。

次に、3番から7番の現地調査結果について、調査委員長の中川浩幸委員より報告をお願いします。

議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」の3番から7番について、調査報告を致します。

3番の申請の内容は、氏が所有する、他2筆、合計㎡の農用地について、氏に年間円で、賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、氏が所有するの内、面積が㎡の農用地について、氏に年間円で、賃貸借を行うものであります。

次に、5番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の内他6筆、合計 []㎡の農用地について、[]に、年間 []円で、賃貸借を行うものであります。

次に、6番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の内他2筆、合計 []㎡の農用地について、[]に年間 []円で、賃貸借を行うものであります。

次に、7番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の内他1筆、合計 []㎡の農用地について、[]に年間 []円で、賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年6月14日、音別地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

中川浩幸委員、ありがとうございました。

それでは、議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、6番と7番につきましては、成田俊英委員が役員を務める法人の案件ですので、議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番から5番を審議した後に、6番と7番を審議することとします。

それでは、1番から5番について、一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から5番については、原案のとおり決定致します。

次に、6番と7番を審議いたしますので、成田俊英委員は退出して下さい。

(成田俊英委員退室)

議長
野村会長

それでは、6番と7番を一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

「農地法第3条の規定による許可申請」の6番から7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第112号「農地法第3条の規定による許可申請」の6番から7番について、原案のとおり決定致します。

退室されている、成田俊英委員は入室して下さい。

(成田俊英委員入室)

議長
野村会長

6番と7番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第113号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の50ページでございます、議案第113号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書51ページの表の1番は、資料が52ページから54ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、面積合計■■■■
m²の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うもので
ございます。

次に、表の2番は、資料が55ページから57ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他4筆、面積合計■■■■m²の農
用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものです。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願
い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました議案第113号「農用地利用集積計画の決定」について
審議致しますが、2番につきましては、■■■■委員本人に関する案件ですので、議
事参与の制限にあたります。

従いまして、初めに1番を審議した後に、2番を審議することとします。

それでは、1番について、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第113号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第113号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議いたしますので、志賀忠浩委員は退室をお願い致します。

(志賀忠浩委員退室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第113号「農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第113号「農用地利用集積計画の決定」の2番については、原案のとおり決定致します。

退室されている志賀忠浩委員は入室して下さい。

(志賀忠浩委員入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第114号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

議案書の58ページにございます、議案第114号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書59ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、XXXXXXXXXXで、令和5年2月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第114号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第114号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手して下さい。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 7月 4日

議長 野村 照明

署名委員 成田 俊英

署名委員 中川 浩幸

